

太田川水系堀川に関する兼用工作物管理協定の一部を変更する協定書

河川管理者（以下「甲」という。）と公園管理者（以下「乙」という。）は、平成5年9月16日に締結した兼用工作物管理協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定書を締結する。

（第1条の変更）

第1条 原協定第1条を次のとおり改める。

（目的）

第1条 この協定は、兼用工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項及び第66条並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10及び第12条の6の規定に基づき、その管理の方法及び管理に関する費用の負担に関し、河川管理者（以下「甲」という。）と公園管理者（以下「乙」という。）との間において必要な事項を定めることを目的とする。

（第6条の変更）

第2条 原協定第6条を次のとおり改める。

（敷地の権原の取得）

第6条 兼用工作物の敷地（財務省所管国有地）の権限の取得は、乙が行う。

（別図の変更）

第3条 原協定別図を別添のとおりに改める。

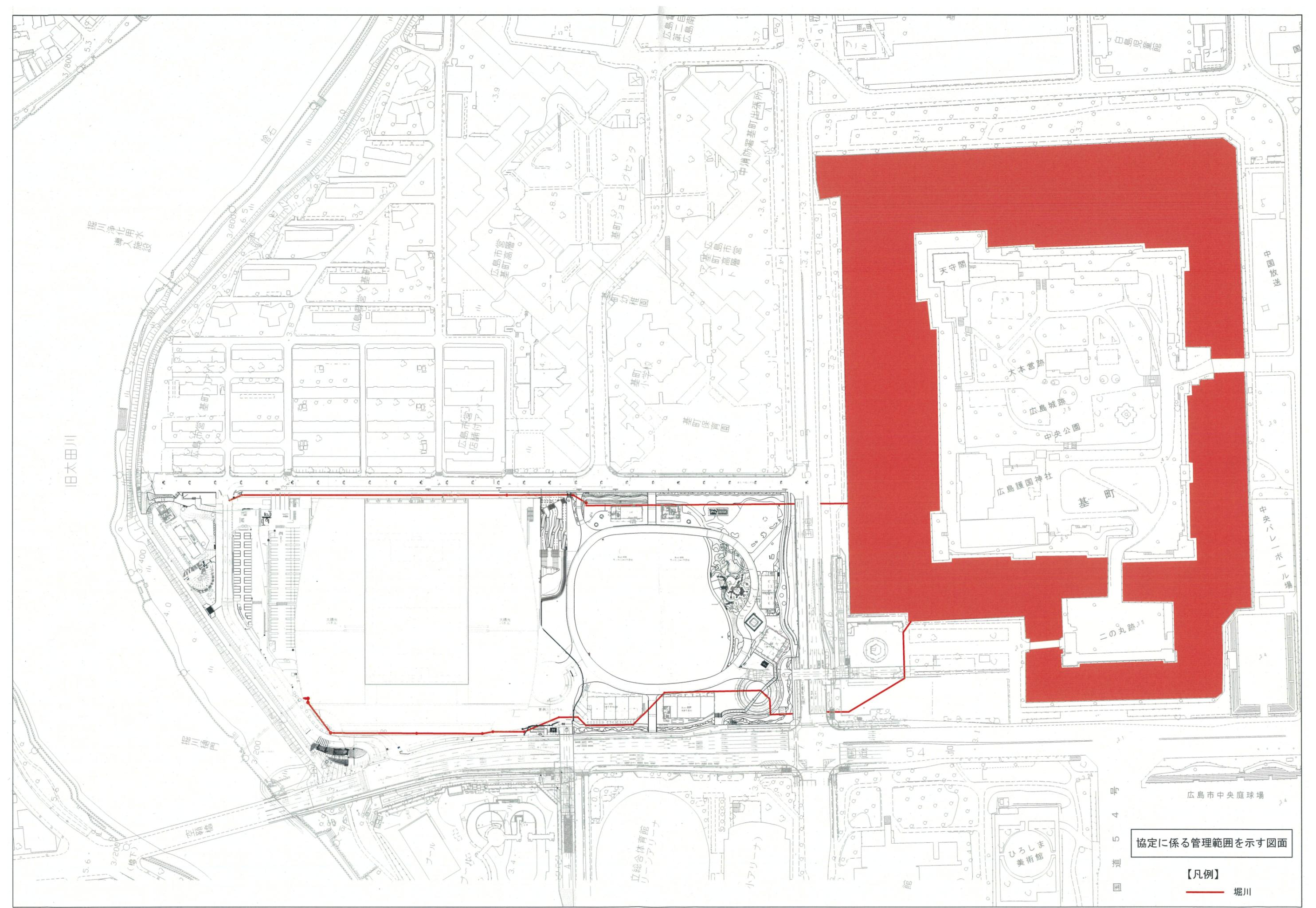
附 則

この協定を証するため、協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月28日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
河川管理者 広島市
広島市長 松井 一實
（下水道局河川防災課）

乙 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
公園管理者 広島市
広島市長 松井 一實
（都市整備局緑化推進部緑政課）



国道 54 号

協定に係る管理範囲を示す図面

【凡例】

堀川

広島市中央庭球場

ひろしま美術館

立総合体育館
リニアアリーナ

小アリーナ

二の丸跡

基町

広島護国神社

中央公園

広島城跡

大本營跡

天守閣

中央パレールボール場

中国放送

広島市消防基町出張所

広島市基町高層ビル

基町ショピセンター

広島市基町高層ビル

広島市基町高層ビル

基町保育園

基町小学校

基町幼稚園

基町保育園

基町保育園

堀川浄化用排水施設

旧太田川